**分務行政** 

第**4098**号

2025年(令和7年)5月9.23日発行

合併号

https://www.rosei.jp/readers/



#### 本誌特別調査

# 公的·民間資格取得援助の 最新実態

(労務行政研究所)

労働法令

今国会で審議中の 労働関係法案

春季交渉情報

2025年賃上げ・ 夏季一時金妥結状況



#### 本誌特別調査

## 〈速報〉2025年度決定初任給の水準 (労務行政研究所)

#### 労働判例

賃金支払いミスに関する対応を問い詰める言動は、パワハラとは直ちに言い難いが、 パワハラを禁止する就業規則違反に準じる行為として、懲戒処分事由に当たる (ジェットスター・ジャパン事件 東京地裁 令 6.12. 2判決)

#### 相談室 Q&A

- ●業務内容や状況次第で1年以上の試用期間を設けてもよいか
- ●会社に無断でスキマバイト(スポットワーク)をしていた従業員を懲戒できるか。また、労働時間の通算は必要か
- 退職届の受理を機に勤務態度等が悪化した社員に対し、懲戒処分はできるか
- ●多忙による疲れにもかかわらず、休みを取らない社員にどのように対応すべきか
- ●通勤手当の不正受給を理由とする懲戒解雇は可能か。また、抜き打ちでチェックし、実際に要した金額での支給は問題か
- ●故意に必要以上の時間を業務に費やす社員に対し、能力不足を理由に退職勧奨することは問題か
- ●もともと契約終了を予定していた契約社員から妊娠の報告があった場合でも、雇止めは可能か
- 事務職として受け入れている派遣社員に、軽易な力仕事を一時的に依頼してもよいか

## **INDEX**

#### 8 コース 労政ニュース

職場の熱中症対策を強化する省令を公布/

令和7年度税制改正による基礎控除等引き上げと基礎控除の上乗せ特例の創設に関する資料公開/ 令和7年度労働保険の年度更新期間は、6月2日(月)~7月10日(木)等

【お知らせ】「ここに注目 労働法令のポイント」: 本号はお休みさせていただきます。

- 10 労働関係法令一覧(令和7年3月分)
- 12 労働判例 労働判例 SELECT

賃金支払いミスに関する対応を問い詰める言動は、パワハラとは直ちに言い難いが、パワハラを禁止する就業規則違反に準じる行為として、懲戒処分事由に当たる(ジェットスター・ジャパン事件 東京地裁 令 6.12. 2判決)

- 14 労働判例一覧(令和6年12月分)
- 16 特集1 本誌特別調査

## 公的·民間資格取得援助の最新実態 (労務行政研究所)

取得費用援助の有無と内容、祝金・奨励金や資格手当の水準

- 1. 資格取得費用の援助……18
- 2. 資格取得者(合格者)に対する祝金・奨励金の支給状況……25
- 3. 資格保有者に対する資格手当の支給状況……27
- 4. 資格取得援助の実施パターン……29
- 5. 祝金・奨励金の水準……30
- 6. 資格手当の水準……41
- 7. 資格取得後の維持費用の援助……53

[集計結果表]……55

#### 62 特集2 労働法令

## 今国会で審議中の労働関係法案

労働施策総合推進法、労働安全衛生法、公益通報者保護法等の改正法案の概要と審議状況 河合美佐 弁護士/石嵜大介 特定社会保険労務士 石嵜・山中総合法律事務所

75 特集3 春季交渉情報

## 2025年賃上げ・夏季一時金妥結状況(労務行政研究所)

賃上げは前年に続き高水準となる見込み。一時金は対前年同期比3.8%増となる

- 76 (賃上げ)主要機関の賃上げ中間集計(連合、国民春闘共闘委員会、東京都)
- 79 (一時金) 春季交渉で決まった夏季一時金集計(労務行政研究所、連合)
- 86 参考 シンクタンクによる夏季賞与・一時金の見通し

### 87 解説 2025年春季労使交渉を巡る動向と今後の課題

昨年に続き賃上げ率5%台に。過半数の企業で満額かそれ以上の回答を示す **荻野 登** 独立行政法人労働政策研究・研修機構 リサーチフェロー

#### 93 特集4 本誌特別調査

## 〈速報〉 2025年度決定初任給の水準(労務行政研究所)

「全学歴引き上げ」は83.2%となり、2年連続で8割超。 大学卒の水準は25万5115円、前年度比6.3%増

#### DATA BOX

#### 

#### 112 相談室Q&A

- ●業務内容や状況次第で1年以上の試用期間を設けてもよいか……112
- 会社に無断でスキマバイト (スポットワーク) をしていた従業員を懲戒できるか。また、労働時間の通算は必要か……114
- ●退職届の受理を機に勤務態度等が悪化した社員に対し、懲戒処分はできるか……116
- ●多忙による疲れにもかかわらず、休みを取らない社員にどのように対応すべきか……118
- 通勤手当の不正受給を理由とする懲戒解雇は可能か。 また、抜き打ちでチェックし、実際に要した金額での支給は問題か……120
- ●故意に必要以上の時間を業務に費やす社員に対し、能力不足を理由に退職勧奨することは問題か……122
- ●もともと契約終了を予定していた契約社員から妊娠の報告があった場合でも、雇止めは可能か……124
- ●事務職として受け入れている派遣社員に、軽易な力仕事を一時的に依頼してもよいか……126